

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 中国財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年6月27日 |
| 【会社名】 | アシードホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | ASEED HOLDINGS CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 河本 大輔 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 広島県福山市船町7番23号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長河本大輔は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当社第41期事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。全社的な内部統制の評価の範囲は、金額的及び質的重要性を考慮して、当社及び連結子会社4社とした。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社及び連結売上高の概ね2/3に達している連結子会社3社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、たな卸資産、販売交付金及び長期・短期前払費用に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについても、個別に評価の対象に加えた。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で統制上の要点を識別し、それらの整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成25年3月31日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当する事項はない。

5【特記事項】

該当する事項はない。